

名古屋市告示第147号

名古屋市消防団規則第 5条の 2に規定する大学の指定についての
一部改正について

平成28年名古屋市告示第 193号（名古屋市消防団規則第 5条の 2に規定する
大学の指定について）の一部を次のように改正し、令和 8年 4月 1日から施行
する。

令和 8年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

第 8号を第 9号とし、第 7号を第 8号とし、同号の前に次の 1号を加える。

(7) 金城学院大学

名古屋市消防局総務部消防団課